

第3次 船橋市男女共同参画計画

平成29年度～平成33年度

えいふ f プラン

船 橋 市

f (えふ) プランは

「船橋 (Funabashi) に住む女性と男性が、ともに未来 (future) に向かって、“~らしさ” にしばられない自由な (free) 発想で、新境地 (frontier) を切り開いてゆく」という意味を込めて名づけました。

はじめに

近年、少子高齢化、高度情報化、経済のグローバル化など、社会情勢が大きく変化するなか、男女が互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠になってきています。

船橋市では、平成23年に策定した「第2次船橋市男女共同参画計画」(fプラン)に基づき、男女共同参画社会の実現を目指し、これまで様々な事業を推進してまいりました。

しかしながら、男は仕事、女は家庭という性別による固定的役割分担意識が依然として残っていることや、防災分野で東日本大震災や熊本地震において男女のニーズの違いに配慮した避難所運営等の課題が顕在化したことなど、男女共同参画に関する課題は多くあります。

また、配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、本市においても喫緊の課題として総合的、計画的に進めていかなければならない問題です。

現行計画から5年が経過し、このような課題に対応するため、「第3次船橋市男女共同参画計画」(fプラン)を策定いたしました。

男女共同参画は家庭、職場、地域などあらゆる分野に関わります。計画の推進のためには、地域、企業、行政がともに取り組んでいくことが必要であり、そのことは、本市のまちづくりの目標である「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」にもつながるものです。今後も、皆様のご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました船橋市男女共同参画推進委員会の皆様、また、貴重なご意見ご提案をいただきました方々に感謝を申し上げます。



平成29年3月

船橋市長 松戸 徹

目 次

I. 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格	2
3	計画の期間	3
4	計画の基本理念	3
5	船橋市の現状	4

II. 基本計画

施策の体系	10
課題Ⅰ 女性が活躍できる環境づくり	12
方針1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	13
方針2 雇用等における男女共同参画の推進と 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	16
課題Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	18
方針3 配偶者等からの暴力の根絶	18
方針4 誰もが安心して暮らせる環境の整備	22
課題Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	24
方針5 育児・介護の支援基盤の整備	24
方針6 男女共同参画推進のための意識改革、理解の促進	28
方針7 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	30

III. 計画の総合的・効果的な推進

1	計画の推進体制	32
2	計画の進行管理	32
3	指標一覧	33

用語解説	35
------	----

参考資料

船橋市男女共同参画推進委員会設置要綱	38
船橋市男女共同参画庁内連絡協議会設置要綱	40
男女共同参画社会基本法	42
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	47
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	54

I . 計画の基本的な考え方

I. 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市では、男女が互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指しています。

平成11年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」を受け、平成13年に最初の計画である「船橋市男女共同参画計画」(fプラン)、続いて平成24年には「第2次船橋市男女共同参画計画」(fプラン)を策定し、男女共同参画を推進するために様々な施策を実施してまいりました。

女性の就業率の高まり、世帯構造の変化、個人の生き方や価値観の多様化等男女共同参画を取り巻く社会環境は変化していますが、職場や家庭、地域では固定的性別役割分担意識¹⁾が残っており、男女共同参画社会の実現までは道半ばの状況です。

また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)²⁾の推進、配偶者等からの暴力の防止等継続して取り組むべき課題が多くあります。さらに、生活上の困難に直面する女性等への支援や男女共同参画の視点が反映された防災対策が必要となってきました。

国においては、平成27年12月25日に「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、長時間労働等の働き方の改革、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」によるポジティブ・アクション(積極的改善措置)³⁾の推進等の事項が強調されて盛り込まれました。

本市は、このような状況を踏まえ、基本的には「第2次船橋市男女共同参画計画」(fプラン)を踏襲しつつ、国、県の計画を参考に、「第3次船橋市男女共同参画計画」(fプラン)を策定しました。

2 計画の性格

(1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定において策定が市町村の努力義務とされている市町村男女共同参画計画であり、本市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。また、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画として、施策の体系の課題Ⅰの方針1、2及び課題Ⅲの方針5を位置づけ、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として、課題Ⅱの方針3を位置づけます。

(2) この計画は「船橋市総合計画」や本市の関連諸計画との整合性を図りながら、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

1)、2)、3)はP35用語解説参照

3 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から33年度までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や施策の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行うものとしします。

4 計画の基本理念

(1) 男女平等と人権の尊重

男女共同参画社会の根底を成すのは、日本国憲法にうたわれるすべての国民の基本的人権の保障と男女平等です。

しかし、「男は仕事、女は家庭」といった、固定的性別役割分担意識は薄れてきてはいるもののいまだに残っており、男女平等意識は浸透していない現状があることから、継続してその解消に努める必要があります。

また、女性に対する暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力を容認しない社会を築くことは男女共同参画社会を実現するうえで重要な課題となっています。人権尊重の意識啓発や被害者に配慮した支援等暴力根絶に向けた幅広い取組を行う必要があります。

(2) 政策立案、方針決定の場への男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、政策立案、方針決定の場に共同して参画する機会が確保されることは、男女があらゆる分野において利益を享受することができ、共に責任を担うべき男女共同参画社会の基盤を成すことです。

しかしながら、政策・方針決定過程への女性の参画は、いまだ十分とは言えません。多様な意見が反映され男女がともに暮らしやすい社会の実現のためには、一人ひとりの意識改革、女性の活躍の機会拡大等の取組が必要です。

(3) 家庭生活と社会生活の両立

男女が生き生きと安心して生活を営むためには、仕事と育児や介護を両立できるよう社会的支援を充実させることが必要です。

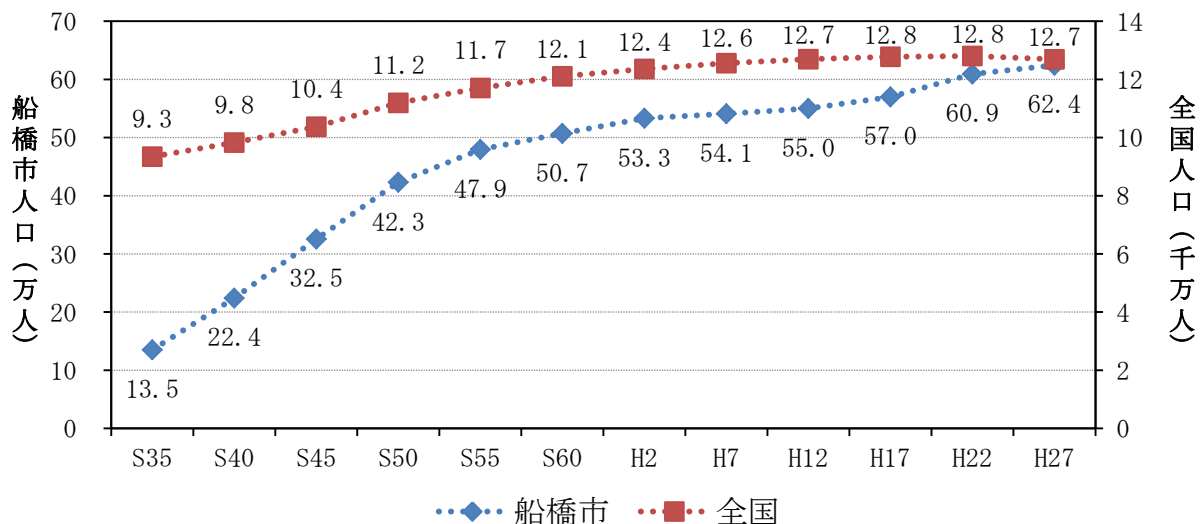
また、地域社会との関わりが希薄化する中で、暮らしやすい社会をつくるためには、地域活動への参画を促進し、地域とのつながりを取り戻していくことも重要となります。

男女が互いに責任を分かち合いながら、あらゆる分野において活躍するとともに、自己啓発等にかかる時間を確保できる等、家庭生活と社会生活の両立が図られた社会とするため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性を広く周知し、育児・介護支援をはじめとする様々な取組を進める必要があります。

5 船橋市の現状

①総人口の推移

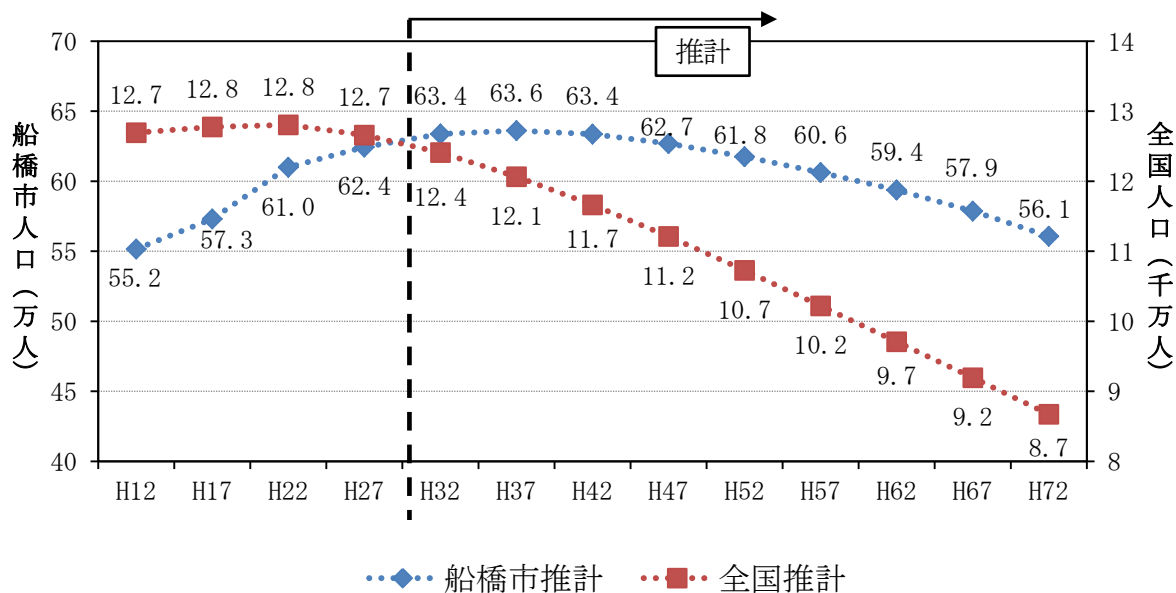
市制施行した昭和12年当時、42,981人だった人口は、東京に近い立地と交通利便性の高さを背景に増加を続け、平成27年に62万人を超えました。



出所：船橋市人口ビジョン

②総人口の将来推計

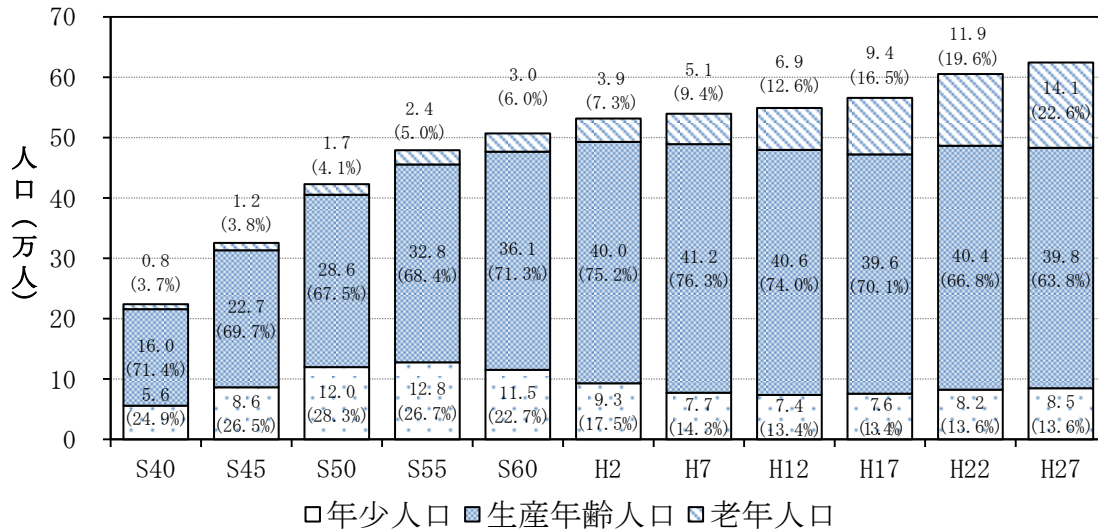
総人口は、平成37年まで緩やかに増加を続け、63.6万人をピークに以降は減少し、平成52年には61.8万人、平成72年には56.1万人となる見込みです。



出所：船橋市人口ビジョン

③年齢3区分別人口の推移

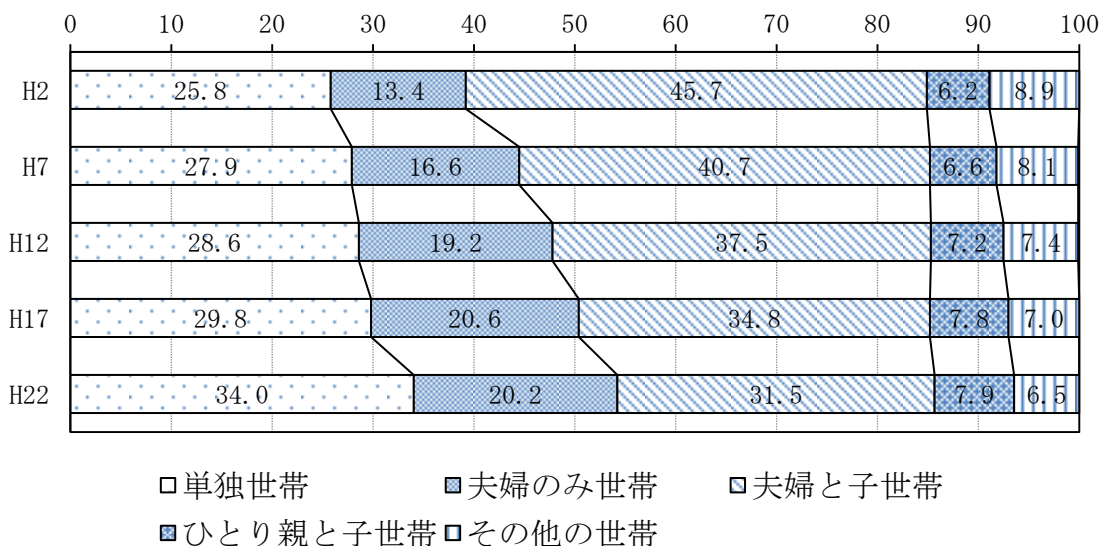
年齢階層別の人口推移を見ると、生産年齢人口（15～64歳の人口）は、昭和40年から平成7年にかけて増加しましたが、その後は現在まで、40万人前後でほぼ横ばいに推移しています。



出所：船橋市人口ビジョン

④世帯の家族類型の推移

世帯の家族類型の推移を見ると、夫婦と子世帯の割合は減少傾向にあり、単独世帯、夫婦のみ世帯の割合が増加しています。



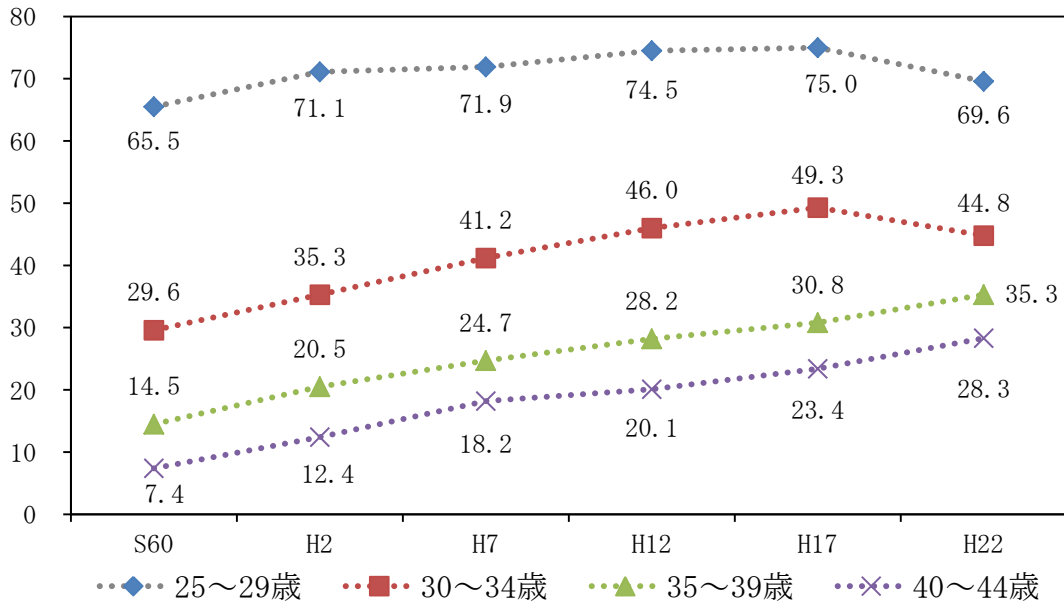
出所：国勢調査結果（総務省統計局）

⑤男女別年齢階級別未婚率の推移

未婚率は近年 25～29 歳と 30～34 歳で回復の兆しが見られますが、昭和 60 年と比べるといずれの年代も高い水準となっています。

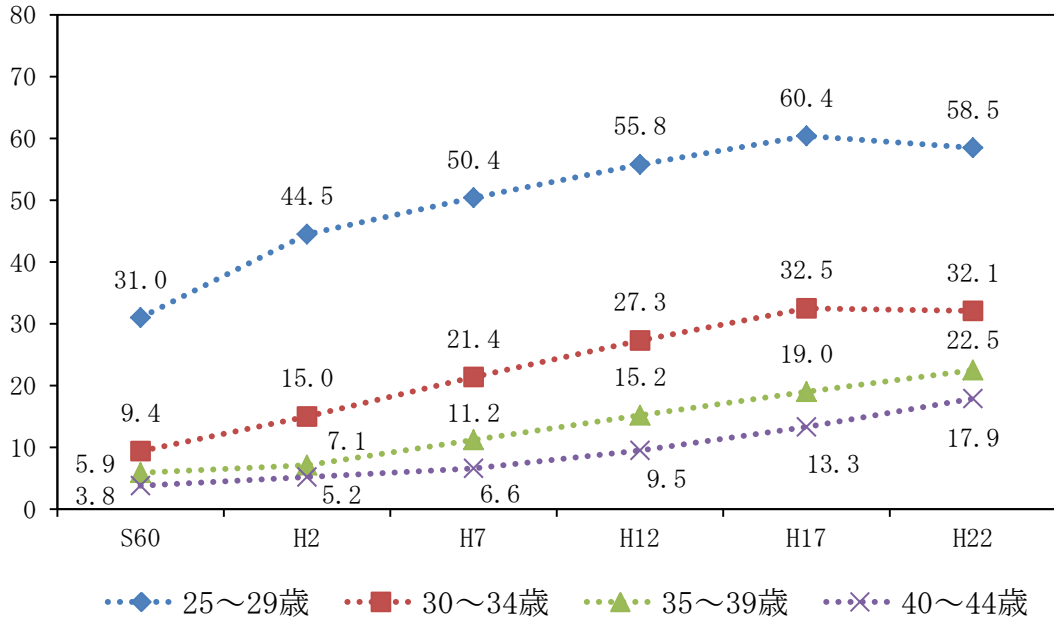
男性

(%)



女性

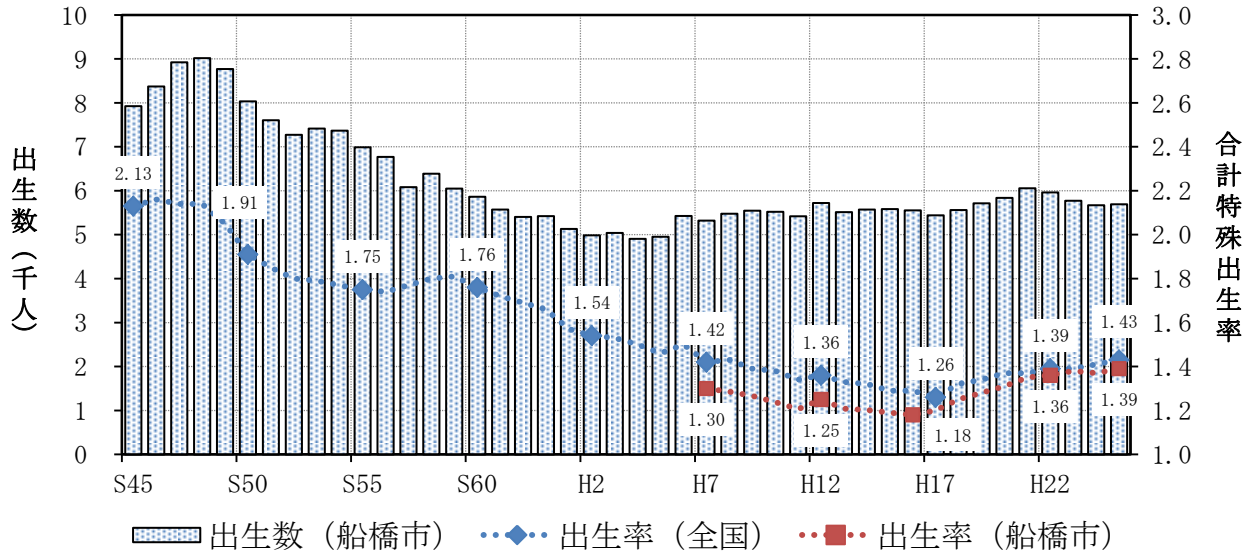
(%)



出所：船橋市人口ビジョン

⑥合計特殊出生率の推移

平成7年に1.30だった本市の合計特殊出生率⁴⁾は、平成16年に1.18まで落ち込みました。その後は回復傾向にあり、平成25年には1.39まで上昇しています。

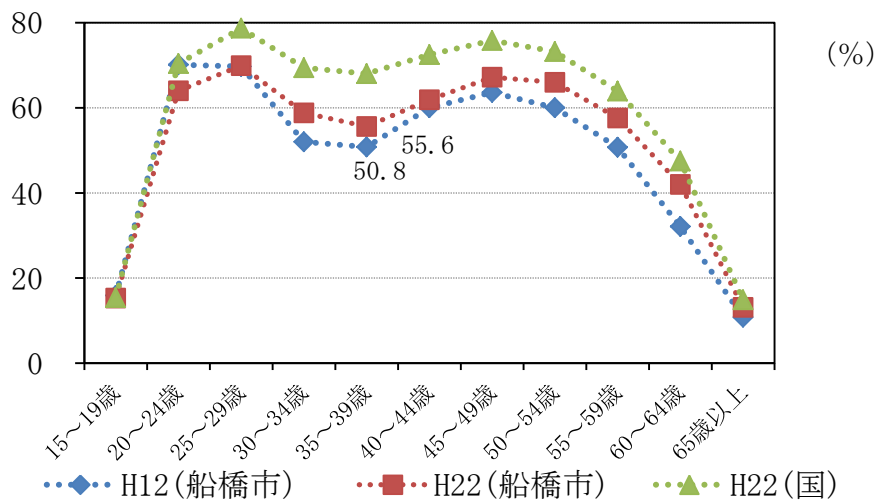


出所：船橋市人口ビジョン

⑦女性労働力率の推移

女性の労働力率⁵⁾は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いています。

平成12年はM字の底が35歳～39歳の50.8%でしたが、平成22年は55.6%まで上昇しています。



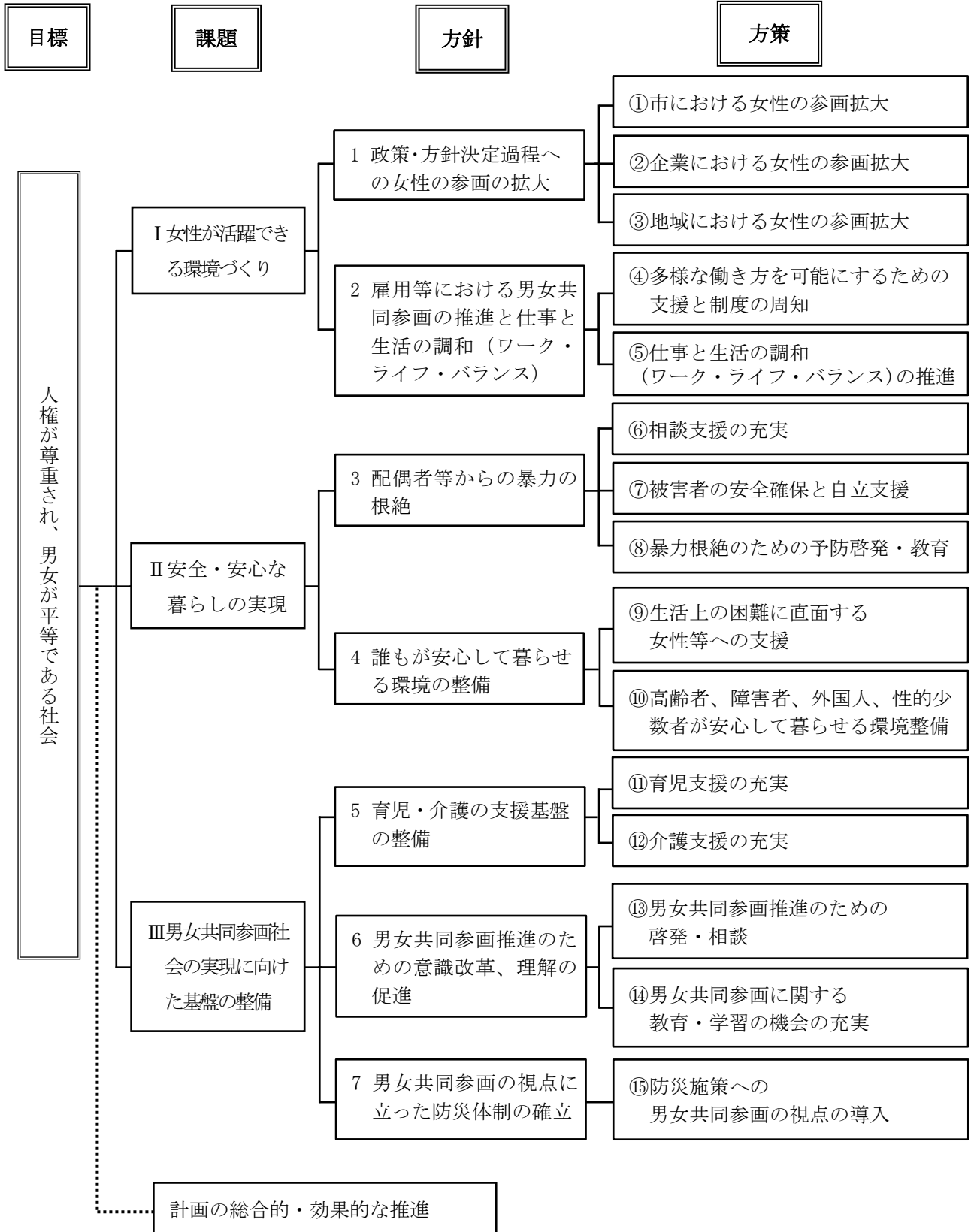
出所：国勢調査結果（総務省統計局）

4)、5) はP 3 5用語解説参照

II. 基本計画

II. 基本計画

施策の体系



方策の方向性

I-1-①	女性の登用拡大と女性職員のキャリア形成を支援する研修を実施する
	市が設置する審議会等への女性の参画を積極的に推進する
I-1-②	女性の積極的な登用に向けて啓発活動を行う
I-1-③	女性が積極的に地域活動に参画できる環境づくりを行う
	女性の社会参加促進のための支援を行う
I-2-④	多様で柔軟な働き方や各種法令・制度の周知を図り、学習機会を提供する
	ハラスメントに関する認識を深め、被害防止に向けて情報提供や意識啓発を行う
I-2-⑤	ワーク・ライフ・バランスの必要性について、企業等への意識啓発や学習機会を提供する
	男性の子育てへの参画を促進するための情報や学習機会を提供する
	男性の育児休業の取得を促進する
	男性の介護への参画を促進するための情報や学習機会を提供する
II-3-⑥	相談業務の充実を図る
II-3-⑦	被害者の安全確保を図る
	被害者の自立支援と関係機関との連携を行う
II-3-⑧	暴力の加害者にも被害者にもならないよう、啓発活動を行うとともに、学習機会を提供する
	男女の人権を侵害する暴力がないまちづくりを進める
II-4-⑨	ひとり親家庭等に対して、自立のための支援を行う
	若年無業者等が経済的に自立することができるように就労・学習支援を行う
II-4-⑩	地域で暮らす高齢者が安心して生活できるよう支援を行う
	障害を理由とする差別を解消するための啓発を行う
	外国人を対象とした相談や学習機会を提供する
	性的少数者への理解の促進を図る
III-5-⑪	相談業務・情報提供の充実を図る
	多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図る
	子育てに関する学習機会を提供する
	地域における子育て支援事業の充実を図る
III-5-⑫	介護サービスの充実を図ることで、介護者の負担を軽減する
	地域での支え合いにより、介護者の負担を軽減する
III-6-⑬	男女共同参画の視点に立った相談業務の充実を図る
	男女共同参画の視点からの制度・慣行の見直しを行う
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて学習機会を提供する
III-6-⑭	教育の場における男女共同参画推進のための意識の醸成を図る
III-7-⑮	災害時に男女共同参画の視点に立った避難所運営等ができるよう、平常時からの取組を行う
	防災の現場における女性の参画拡大

課題Ⅰ 女性が活躍できる環境づくり

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会の対等な構成員として、お互いに責任を担うとともに、政策・方針決定過程に参画し、多様な意見を公平・公正に反映させ、均等に利益を享受できなければなりません。

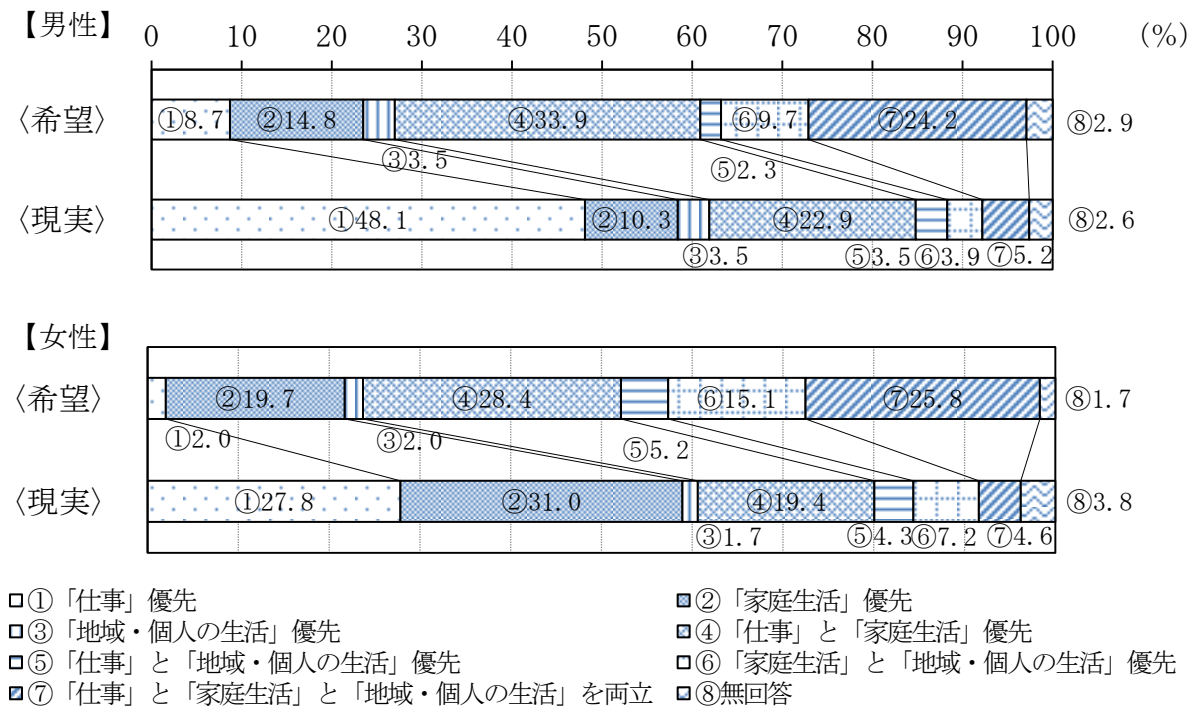
近年、働く場においては女性の就業率が上昇し、女性管理職が増える等、女性活躍の機会は増えています。一方、長時間労働を前提とした男性中心型労働慣行や固定的性別役割分担意識を背景に、賃金等の男女間格差は依然として存在しており、能力を発揮して働きたい女性が思うように活躍できない状況にあります。

また、共働き世帯の増加や世帯構造が変化する中、家庭では依然として女性が家事や育児、介護等の多くを担い、その負担が大きくなっており、第1子出産を機に就業を中断する女性や就業を希望しながらも育児や介護を理由に働いていない女性が多くいます。

同時に、男性にとっても家事、育児等の家庭生活や地域活動への参画、自己啓発等の時間の確保が十分に行えない状況になっています。

この状況を改善し、誰もが豊かで充実した人生を送るためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していくことが必要です。

生活の中の優先度〈希望〉と〈現実〉



出所：平成27年度船橋市男女共同参画市民アンケート

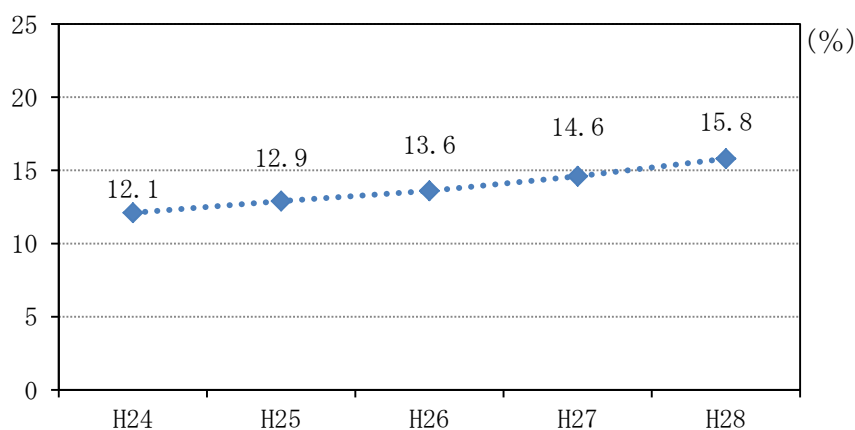
方針1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

意思決定の場へ女性が参画することは、社会の多様性と活力を高めることにつながります。

市職場において女性職員を管理監督職へ積極的に登用するとともに、市が設置する審議会等への女性委員の参画を推進し、企業においても女性が活躍できるよう啓発を行います。

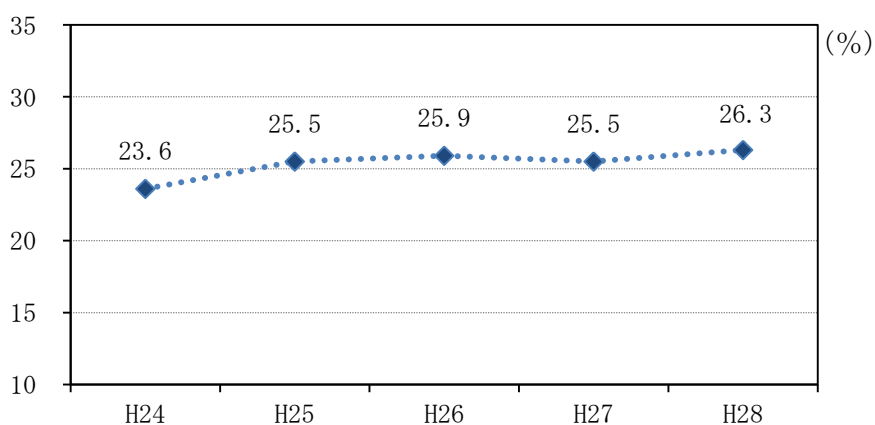
平成27年度船橋市男女共同参画市民アンケートにおいて地域活動の場における男女平等について聞いたところ、「男性が優遇されている（どちらかといえば優遇されているを含む）」と全体で46.4%の人が答えています。地域活動に男女双方の意見が反映され、男女が平等に参画できるよう促します。

市職場における管理監督職（6級以上）の
女性職員の割合（船橋市）



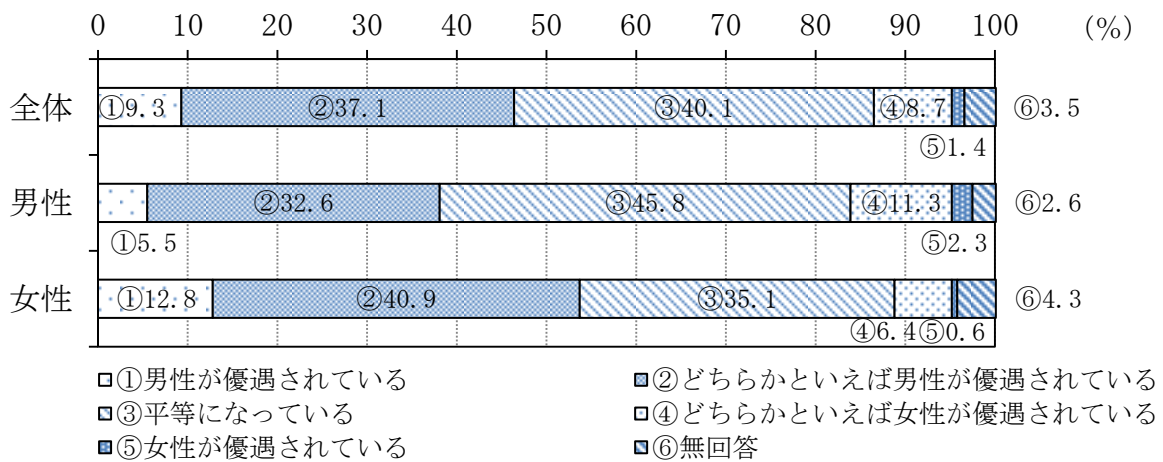
※職員課の資料より作成

審議会等の女性委員の割合（船橋市）



出所：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査

地域活動の場における男女の地位の平等感



出所：平成 27 年度船橋市男女共同参画市民アンケート

方策① 市における女性の参画拡大

市が設置する審議会等において、女性の参画を推進します。また、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に沿って女性職員の管理監督職への登用と人材育成を行います。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
女性の登用拡大と女性職員のキャリア形成を支援する研修を実施する	1	市職場における管理監督職への女性の積極的登用	職員課
	2	市職場における女性職員のキャリア形成のための研修	人材育成室
市が設置する審議会等への女性の参画を積極的に推進する	3	市が設置する審議会等への積極的な女性委員の参画の促進	男女共同参画センター 法務課

方策② 企業における女性の参画拡大

企業に対し、女性の活躍推進に関する情報提供と、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に関する周知を行います。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
女性の積極的な登用に向けて啓発活動を行う	4	企業における女性の活躍推進のための講座等の開催	男女共同参画センター 商工振興課
	5	企業における女性活躍推進法、行動計画策定の周知	商工振興課

方策③ 地域における女性の参画拡大

男女がともに地域社会の担い手となるよう情報提供を行います。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
女性が積極的に地域活動に参画できる環境づくりを行う	6	町会・自治会の意思決定過程への女性参画の促進（町会・自治会活動への参画の促進）	自治振興課
	7	市民活動団体における女性の参画の促進	市民協働課
	8	「ふなばし市民力発見サイト」の運営	市民協働課
女性の社会参加促進のための支援を行う	9	市が主催する事業への保育ヘルパー派遣	男女共同参画センター
	10	公民館での講座の開催（女性セミナー等の開催）	公民館

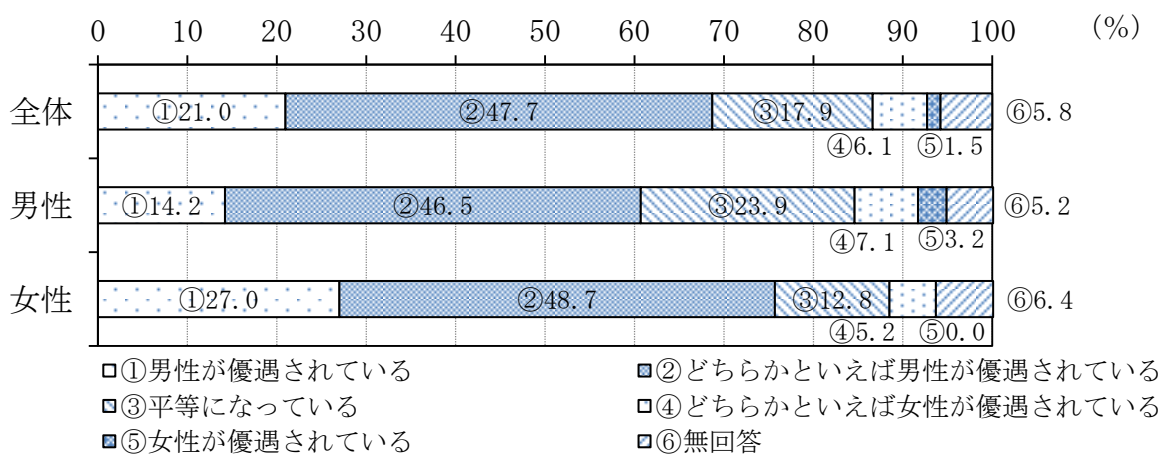
方針2 雇用等における男女共同参画の推進と 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

雇用における男女の均等な機会と待遇の確保については、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の法整備がなされてきましたが、平成27年度船橋市男女共同参画市民アンケートで職場における男女平等について聞いたところ、「男性が優遇されている（どちらかといえば優遇されているを含む）」と68.7%の人が答えています。雇用における実質的な男女平等が確保されるよう、個人、企業に向けた啓発を行います。

また、多様な生き方、働き方があることを前提に、職業生活において女性が能力を発揮できるよう起業等に関する支援をします。

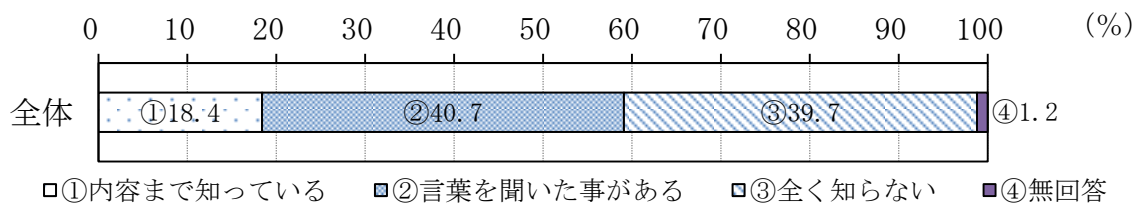
少子高齢化の影響で、生産年齢人口の減少が見込まれる中、これまでの働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることはますます重要になってきています。男性が家庭生活や地域活動に参画できるよう啓発に努めるとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が企業にとっても業務の効率化、従業員の意欲の向上、優秀な人材の確保・定着等、多くの経営効果をもたらすということへの理解を広めます。

職場における男女の地位の平等感



出所：平成27年度船橋市男女共同参画市民アンケート

ワーク・ライフ・バランスの周知度



出所：平成27年度船橋市男女共同参画市民アンケート

方策④ 多様な働き方を可能にするための支援と制度の周知

職業生活において男女の平等な機会と待遇の確保が図られるよう法令・制度の周知を行います。また、女性の起業や再就職を支援するとともに、セクシュアル・ハラスメント⁶⁾、マタニティ・ハラスメント⁷⁾防止のための啓発を行います。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
多様で柔軟な働き方や各種法令・制度の周知を図り、学習機会を提供する	1 1	各種法令・制度の周知のための講座等の開催	男女共同参画センター
	1 2	男女の雇用機会均等を図るための企業・雇用主向け講座等の開催	男女共同参画センター
	1 3	女性の起業・再就職を支援するための講座等の開催	商工振興課
	1 4	市職場における育児・介護休業制度の周知・普及	職員課
	1 5	男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の制度の周知	商工振興課 地域保健課
ハラスメントに関する認識を深め、被害防止に向けて情報提供や意識啓発を行う	1 6	市職場におけるハラスメント防止のための研修	人材育成室
	1 7	ハラスメント防止のための講座等の開催	男女共同参画センター

方策⑤ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について積極的な意識啓発や学習の機会を提供します。また、男性の子育てや介護への参画を推進します。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
ワーク・ライフ・バランスの必要性について、企業等への意識啓発や学習機会を提供する	1 8	ワーク・ライフ・バランス推進のための講座等の開催	男女共同参画センター
	1 9	ワーク・ライフ・バランス推進のための企業・雇用主向け講座等の開催	男女共同参画センター 商工振興課
	2 0	ワーク・ライフ・バランス推進のための情報提供	商工振興課
男性の子育てへの参画を促進するための情報や学習機会を提供する	2 1	男性の子育てへの参画促進のための講座等の開催	男女共同参画センター
	2 2	パパ・ママ教室の開催	地域保健課
	2 3	乳幼児の日曜健康診査	地域保健課
男性の育児休業の取得を促進する	2 4	市職場における男性の育児休業取得促進	職員課
男性の介護への参画を促進するための情報や学習機会を提供する	2 5	男性の介護への参画促進のための講座等の開催	男女共同参画センター

6)、7) はP 3 5用語解説参照

課題Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

男女がお互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進めるうえで、男女間の暴力を許さない社会を実現することは、最優先で取り組むべき課題です。特に、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）（以下「DV」という。）⁸⁾の多くは家庭内で起こることから発見されにくく、深刻になっている場合があります、被害者本人のみならずその子どもにも悪影響を及ぼします。

暴力を容認しない社会意識を醸成するための啓発を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を推進していくことが必要です。

近年、ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）の広がりもあり、交際相手からの暴力（以下「デートDV」という。）⁹⁾やストーカー行為、性犯罪等が社会問題となっています。

また、ひとり親家庭や高齢単身世帯が増加していますが、ひとり親家庭の多くは母子家庭であり、高齢単身世帯についても女性の割合が高くなっています。女性は結婚、出産のために離職した後に再就職する場合は、非正規雇用の形で働くことが多くなっている等、経済的な面で生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

年齢や国籍、障害の有無に関わらず、その人権が守られ、孤立することなく誰もが安心して暮らせる社会をつくることが男女共同参画社会の実現には大切です。

方針3 配偶者等からの暴力の根絶

男女間の暴力は重大な人権侵害であり、被害者の多くが女性です。

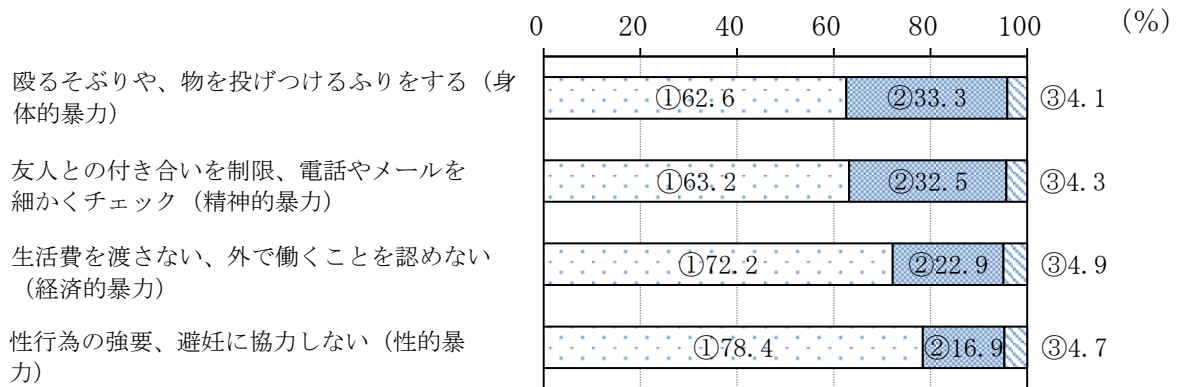
DVの形態には、身体的暴力のみならず、精神的、経済的、性的、子どもを巻き込んだ暴力があります。男女間における暴力に関する調査（平成26年度内閣府）では、約5人に1人は配偶者から暴力を受けたことがあると答えており、DVは身近なところに存在する問題です。

DVの根絶に向けて相談体制の充実や相談窓口の周知を行うとともに、DVやデートDVについて正しい知識や情報の普及、啓発を行い、DVの未然防止につなげていきます。

また、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援の充実を図るために、配偶者暴力相談支援センターの機能整備について検討します。

8) はP35 9) はP36用語解説参照

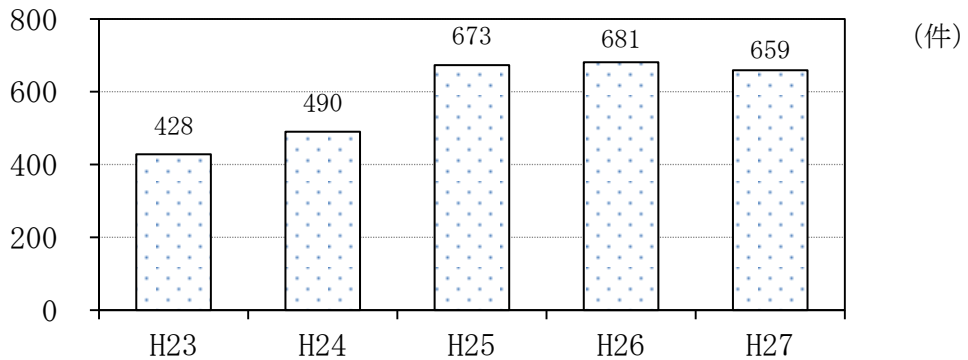
DVとなりうる行為の周知度



□①知っている □②知らない □③無回答

出所：平成 27 年度船橋市男女共同参画市民アンケート

DV相談件数 (船橋市)



※平成 23・24 年度男女共同参画センター、平成 25～27 年度児童家庭課の資料より作成

方策⑥ 相談支援の充実

被害の潜在化の防止と問題の早期解決のため、被害者が相談しやすいよう窓口の充実を図るとともに、相談機関の周知を行います。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
相談業務の充実を図る	26	市民法律・生活相談	市民の声を聞く課
	27	生き方相談・女性のための法律相談	男女共同参画センター
	28	相談カードの配布等による相談窓口の周知	男女共同参画センター
	29	女性相談	児童家庭課
	30	相談員の研修への派遣	児童家庭課
	31	家庭児童相談	家庭児童相談室
	32	児童虐待防止に係る啓発	家庭児童相談室
	33	犯罪被害者支援のための職員研修への参加	市民安全推進課

方策⑦ 被害者の安全確保と自立支援

被害者が安全で平穏な生活を送れるよう関係機関と連携し、被害者の置かれた状況及び実情に応じた支援や情報提供を行います。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
被害者の安全確保を図る	34	被害者の一時保護	児童家庭課
	35	情報管理の徹底	児童家庭課
被害者の自立支援と関係機関との連携を行う	36	自立支援のための情報収集と情報提供	児童家庭課
	37	DVに関する職員研修会の開催	児童家庭課
	38	民間支援団体との連携についての研究	児童家庭課 男女共同参画センター
	39	「船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会」における連携	家庭児童相談室
	40	自立に向けた支援の充実	生活支援課

方策⑧ 暴力根絶のための予防啓発・教育

様々な形で存在しうる暴力についての理解を深め、暴力のない社会となるよう予防啓発を行います。

また、若年層を対象にデートDVについての予防啓発を行います。

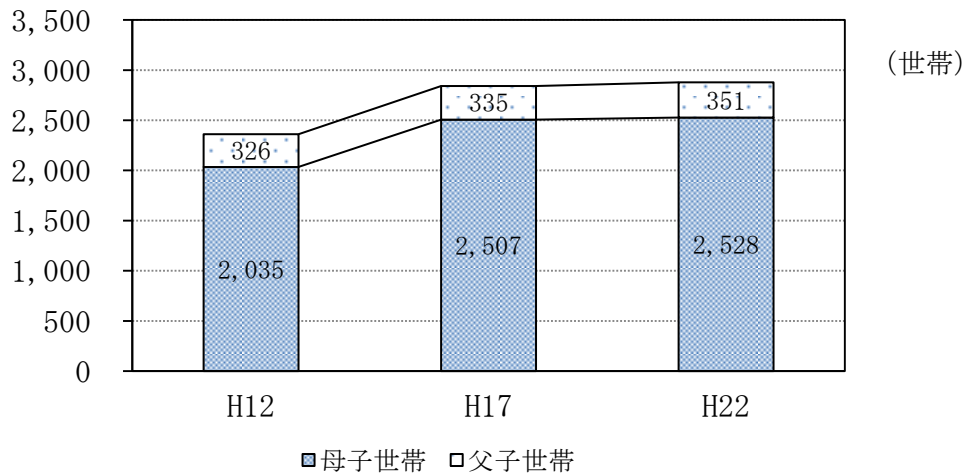
方策の方向性	事業番号	事業	担当課
暴力の加害者にも被害者にもならないよう、啓発活動を行うとともに、学習機会を提供する	4 1	ホームページ・情報誌・広報等による周知	男女共同参画センター
	4 2	DV防止のための講座等の開催	男女共同参画センター
	4 3	若年者を対象としたデートDV防止のための講座等の開催	男女共同参画センター
男女の人権を侵害する暴力がないまちづくりを進める	4 4	防犯灯の整備	自治振興課
	4 5	自主防犯活動等の防犯対策の推進	市民安全推進課

方針4 誰もが安心して暮らせる環境の整備

ひとり親家庭の親子が社会的・経済的に安心して生活できるよう自立のための支援をします。また、若年無業者等に対し、それぞれの状況に応じた就労等の支援を行います。

さらに、高齢者、障害者、外国人、性的少数者¹⁰⁾が社会の一員として安心して暮らせるよう支援します。

ひとり親世帯推移(船橋市)



出所: 国勢調査結果 (総務省統計局)

方策⑨ 生活上の困難に直面する女性等への支援

ひとり親家庭等が経済的な困難に陥ることがないように就業等の支援をします。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
ひとり親家庭等に対して、自立のための支援を行う	4 6	ひとり親家庭等に対する就業自立支援事業	児童家庭課
	4 7	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の相談	児童家庭課
	4 8	母子生活支援施設での自立支援	児童家庭課
若年無業者等が経済的に自立することができるように就労・学習支援を行う	4 9	若年無業者就労支援事業	商工振興課
	5 0	高齢男女の就業促進、能力開発のための支援	商工振興課
	5 1	住居確保給付金の支給 (生活困窮者自立支援制度)	地域福祉課
	5 2	学習支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	地域福祉課
	5 3	就労準備支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	地域福祉課
	5 4	就労支援事業	障害福祉課

10) はP36用語解説参照

方策⑩ 高齢者、障害者、外国人、性的少数者が安心して暮らせる環境整備

高齢者、障害者、外国人、性的少数者が差別されることなく地域で安心して暮らせるよう支援をします。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
地域で暮らす高齢者が安心して生活できるよう支援を行う	55	船橋市社会福祉協議会が実施する「高齢者等の生きがいつくりや交流事業」に対する支援	地域福祉課
	56	ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業	高齢者福祉課
	57	高齢者虐待防止のための取組	包括支援課
	58	公民館での講座の開催（高齢者学級等の開設）	公民館
障害を理由とする差別を解消するための啓発を行う	59	障害者差別解消のための啓発	障害福祉課
外国人を対象とした相談や学習機会を提供する	60	多言語での情報提供や相談体制の充実	国際交流室
	61	日本語教室の開催	国際交流室
性的少数者への理解の促進を図る	62	性的少数者の理解のための講座等の開催	男女共同参画センター

課題Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

男女が自立して個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のためには、人々の意識の中に形成された固定的性別役割分担意識を解消し、あらゆる分野で男女平等の意識が高まるよう、教育と学習の機会の充実を図る必要があります。

少子高齢化の進展や共働き世帯の増加等により、育児や介護における男性の役割がますます増えていくことが見込まれることから、性別に関わらず働きながら安心して育児や介護ができる環境整備を行うことが重要です。

また、近年の災害では避難所の開設や運営において、女性への配慮が欠けていたことにより多くの問題が発生したことを踏まえ、地域の防災力向上のためには、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の必要性を理解しておくことが重要です。

方針5 育児・介護の支援基盤の整備

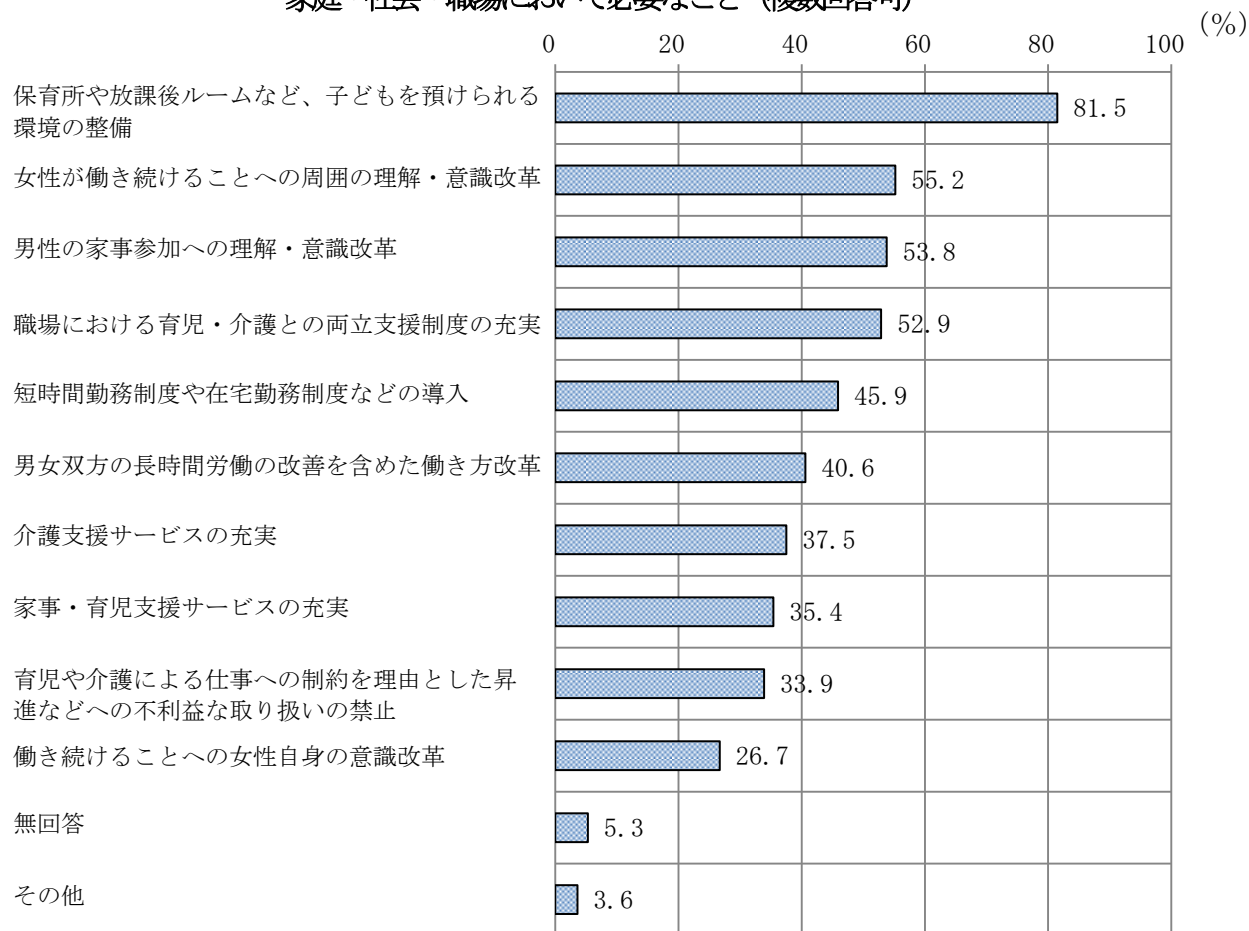
子育てに関する悩みや不安の解消のため、相談業務の充実と学習の機会を提供します。地域で子育てをする親が安心できるよう、子育て支援拠点の充実を図ります。

平成27年度船橋市男女共同参画市民アンケートで、女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために必要なことは何かを聞いたところ、「保育所や放課後ルームなど、子どもを預けられる環境の整備」と81.5%の人が答えています。就業の継続を希望する女性にとって待機児童は大きな問題となっていることから、市では引き続き待機児童の早期解消に向けた取組を実施します。さらに、多様なニーズに対応できるよう保育サービスの充実に努めます。

また、介護を理由に離職する人が年間10万人（平成24年就業構造基本調査）を超えています。経済基盤となる仕事を辞めずに介護との両立ができることが重要であることから、介護サービスの充実を図り、地域で支え合い安心して暮らせる環境づくりを進めます。

女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために、

家庭・社会・職場において必要なこと（複数回答可）



出所：平成27年度船橋市男女共同参画市民アンケート

方策⑩ 育児支援の充実

相談業務や保育サービスの充実を図ります。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
相談業務・情報提供の充実を図る	6 3	ふなばし健康ダイヤル24	健康政策課
	6 4	子育てに関する情報の発信	子ども政策課 地域子育て支援課
	6 5	子育て支援コーディネーターの配置	地域子育て支援課
	6 6	子育て相談	地域子育て支援課
	6 7	就学前の子どもの発達に関する相談	療育支援課
	6 8	家庭児童相談	家庭児童相談室
	6 9	スクールカウンセラー配置事業	指導課
	7 0	家庭教育相談	社会教育課
	7 1	教育相談	総合教育センター
多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図る	7 2	保育施設・事業	子ども政策課
	7 3	放課後ルーム事業	地域子育て支援課
	7 4	ファミリー・サポート・センター（育児）事業	地域子育て支援課
	7 5	子育て短期支援事業（ショートステイ）	地域子育て支援課
	7 6	家庭的保育	公立保育園管理課
	7 7	発達支援保育	公立保育園管理課
	7 8	一時預かり・休日保育	保育認定課
	7 9	病児・病後児保育	保育認定課
子育てに関する学習機会を提供する	8 0	保育所での講座や教室の開催	公立保育園管理課
	8 1	就学時健診等における子育て学習	社会教育課
	8 2	家庭教育セミナーの開催	社会教育課
	8 3	公民館での講座の開催（家庭教育支援事業）	公民館
	8 4	公民館での講座の開催（子育て支援事業）	公民館
	8 5	地域における子育て支援のための講座等の開催	男女共同参画センター
地域における子育て支援事業の充実を図る	8 6	子育て支援センター事業等	地域子育て支援課
	8 7	船橋市社会福祉協議会が実施する「子育てする母親が地域で交流する事業」に対する支援	地域福祉課

方策⑫ 介護支援の充実

介護する人の孤立感や不安感の軽減を図るとともに、地域で支え合い安心して暮らせる環境づくりに努めます。

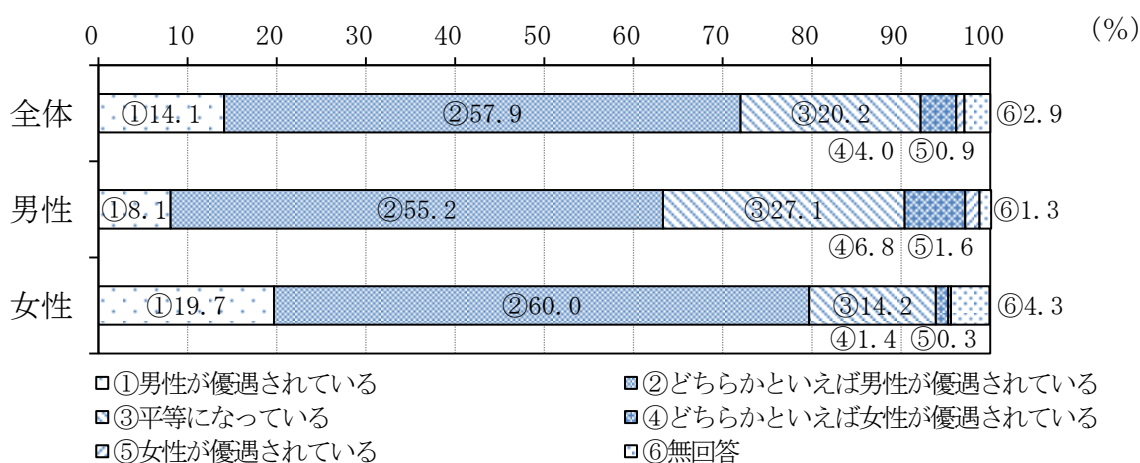
方策の方向性	事業番号	事業	担当課
介護サービスの充実を図ることで、介護者の負担を軽減する	88	介護保険制度の周知	介護保険課
	89	生活・介護支援サポーター事業	高齢者福祉課
	90	やすらぎ支援員訪問事業	高齢者福祉課
	91	ファミリー・サポート・センター（介護）事業	高齢者福祉課
	92	一時介護料の助成	障害福祉課
	93	施設等への短期入所	障害福祉課
	94	日中一時支援事業	障害福祉課
	95	障害者（児）総合相談支援事業	障害福祉課
地域での支え合いにより、介護者の負担を軽減する	96	生活支援コーディネーターの配置	地域福祉課
	97	地域福祉支援員の配置	地域福祉課
	98	地域包括支援センターの機能強化	包括支援課
	99	地域包括支援センターの周知	包括支援課
	100	高齢者の地域の支え合いの体制づくり	包括支援課
	101	認知症サポーター養成講座の開催	包括支援課

方針6 男女共同参画推進のための意識改革、理解の促進

男女共同参画社会の形成に向けて男女平等の意識を高めることは重要です。しかし、平成27年度船橋市男女共同参画市民アンケートで社会全体における男女平等について聞いたところ、「男性が優遇されている（どちらかといえば優遇されているを含む）」と全体で72.0%の人が答えています。男女平等意識が高まるように引き続き啓発や相談を行い、固定的性別役割分担意識の解消に努めます。

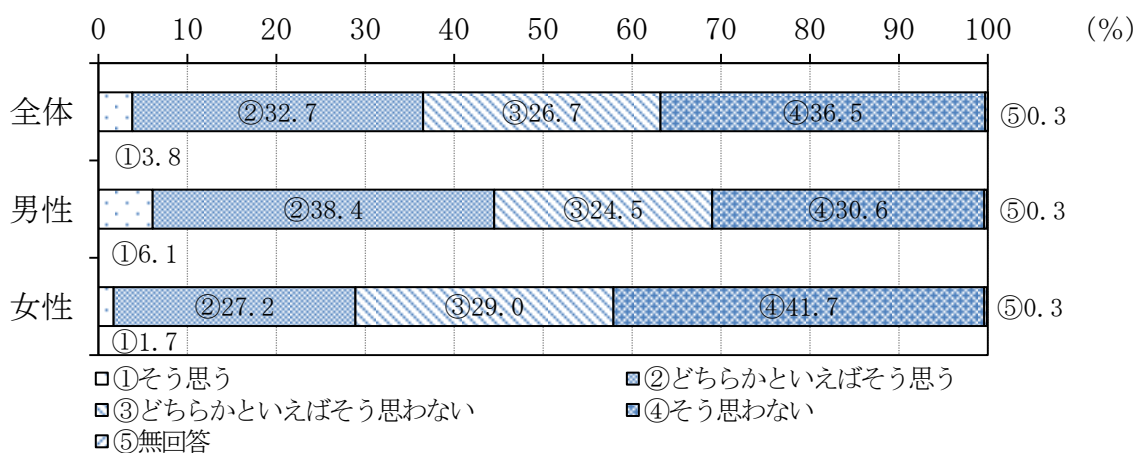
また、男女共同参画社会を実現するために教育や学習の果たす役割は重要であることを認識し、学校教育、社会教育等において人権尊重の理念や、人生の段階を踏まえたキャリアの形成に関する教育・学習の機会の充実を図ります。

社会全体における男女の地位の平等感



出所：平成27年度船橋市男女共同参画市民アンケート

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



出所：平成27年度船橋市男女共同参画市民アンケート

方策⑬ 男女共同参画推進のための啓発・相談

男女共同参画の意義についての理解を深めるために啓発活動を行います。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
男女共同参画の視点に立った相談業務の充実を図る	102	生き方相談・女性のための法律相談	男女共同参画センター
	103	女性相談	児童家庭課
男女共同参画の視点からの制度・慣行の見直しを行う	104	男女共同参画の意識の醸成のための各種講座やイベント等の開催	男女共同参画センター
	105	男女共同参画の意識の醸成のための情報誌・リーフレット等の配布	男女共同参画センター
	106	市の刊行物における男女共同参画の視点に配慮した表現の周知	男女共同参画センター
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ ¹¹⁾ について学習機会を提供する	107	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解のための講座等の開催	男女共同参画センター

方策⑭ 男女共同参画に関する教育・学習の機会の充実

男女平等の理念を推進する教育・学習の充実を図ります。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
教育の場における男女共同参画推進のための意識の醸成を図る	108	人権教育の充実	指導課
	109	公民館での講座の開催（男女共同参画社会の実現を目的とした公民館事業）	公民館
	110	青少年のインターネット安全利用のための啓発	青少年課
	111	教職員を対象としたキャリア教育 ¹²⁾ についての研修	総合教育センター

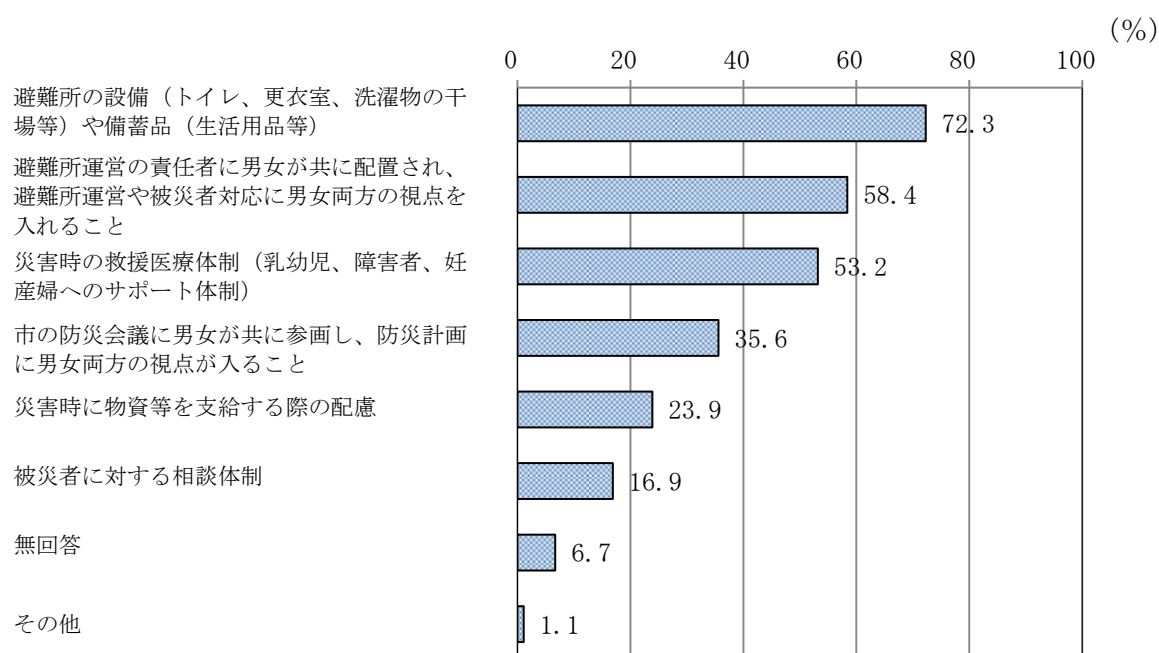
11)、12) はP36用語解説参照

方針7 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

地域における生活者の多様な視点を防災対策に反映するために、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場に女性の参画拡大を図ります。

また、災害時の備えとして、男女共同参画の視点に立った地域活動が推進されるよう意識啓発を行います。

防災や災害対策において、男女の性別に配慮した 対応が必要だと思うこと（回答は3つまで）



出所：平成27年度船橋市男女共同参画市民アンケート

方策⑮ 防災施策への男女共同参画の視点の導入

平常時から男女共同参画の視点に立った防災体制づくりをするとともに、女性消防団員の入団を促進します。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
災害時に男女共同参画の視点に立った避難所運営等ができるよう、平常時からの取組を行う	112	地域防災リーダー養成事業	危機管理課
	113	男女共同参画の視点に立った避難所運営	危機管理課 男女共同参画センター
	114	男女共同参画の視点に立った防災講座の開催	男女共同参画センター
防災の現場における女性の参画拡大	115	地域消防活動への参画の促進（女性消防団員の入団の促進）	警防課

Ⅲ. 計画の総合的・効果的な推進

Ⅲ. 計画の総合的・効果的な推進

1 計画の推進体制

本計画は、学識経験者、関係団体、市民等で構成される「船橋市男女共同参画推進委員会」及び関係する部署の課長で構成される「船橋市男女共同参画庁内連絡協議会」において協議・検討し策定しました。

男女共同参画社会の実現に向けた取組は非常に広範囲の分野にわたることから、庁内関係部署との連携を図りながら、全庁的な施策の展開を図ることが重要です。

本計画を総合的かつ効果的に推進していくため、「船橋市男女共同参画庁内連絡協議会」が中心となって全庁的な取組を進めます。また、「船橋市男女共同参画推進委員会」からの意見を取り入れながら、男女共同参画社会の実現に向け、計画の推進に取り組めます。

2 計画の進行管理

「船橋市男女共同参画庁内連絡協議会」を中心に全庁的な情報の共有と連携を進めるとともに、計画の進捗状況について定期的に点検・評価し、計画の進行管理に努めます。

また、「船橋市男女共同参画推進委員会」においても、年度ごとに計画の進捗状況についての点検・評価及びその後の取組の検討を行います。

3 指標一覧

課題 I

①管理監督職への女性職員の登用

課長補佐級以上（6級以上）

現状値（平成28年4月1日）	平成31年度目標値
15.8%	20.0%

※目標値は女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に合わせる

②市の審議会等の女性委員の割合

現状値（平成28年4月1日）	平成32年度目標値
26.3%	30.0%

③職場における男女の地位の平等感

職場で男女平等と感じる人の割合

現状値 （平成27年度船橋市男女共同参画市民アンケート）	平成32年度目標値
17.9%	25.0%

④ワーク・ライフ・バランスの周知度

ワーク・ライフ・バランスという言葉聞いた事がある人の割合

現状値 （平成27年度船橋市男女共同参画市民アンケート）	平成32年度目標値
59.1%	75.0%

⑤市職場における男性職員の育児休業取得率

現状値（平成27年度）	平成31年度目標値
3.6%	6.0%

※目標値は女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に合わせる

課題Ⅱ

⑥DVとなりうる行為の周知度

DVとなりうる行為と知っている人の割合

現状値 (平成27年度船橋市男女共同参画市民アンケート)		平成32年度目標値
殴るそぶりや、物を投げつけるふりを する(身体的暴力)	62.6%	72.6%
友人との付き合いを制限、電話やメール を細かくチェックする(精神的暴力)	63.2%	73.2%
生活費を渡さない、外で働くことを認め ない(経済的暴力)	72.2%	82.2%
性行為の強要、避妊に協力しない(性的 暴力)	78.4%	88.4%

⑦DVに関する相談窓口の周知度

市役所でDVの相談ができることを知っている人の割合

現状値 (平成27年度船橋市男女共同参画市民アンケート)	平成32年度目標値
61.4%	75.0%

課題Ⅲ

⑧保育所の待機児童数

現状値(平成28年4月1日)	平成32年度目標値
203人	0人

⑨社会全体における男女の地位の平等感

社会全体で男女平等と感じる人の割合

現状値 (平成27年度船橋市男女共同参画市民アンケート)	平成32年度目標値
20.2%	30.0%

⑩「男は仕事、女は家庭」という考え方について

「男は仕事、女は家庭」という考え方に、そう思わない(どちらかといえばそう思わないを含む)人の割合

現状値 (平成27年度船橋市男女共同参画市民アンケート)	平成32年度目標値
63.2%※	75.0%

※「どちらかといえばそう思わない」26.7%「そう思わない」36.5%

用語解説

1) 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としています。

3) ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することです。

4) 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するものです。

5) 労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合のことです。

6) セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のことです。

7) マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

妊娠・出産・育児休業等を理由に解雇・契約変更・降格する等の不利益な取扱いをすることです。

8) ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者やパートナー等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことで、身体的暴力だけでなく、精神的・経済的・性的・子どもを巻き込んだ暴力も含まれます。

9) デートDV

恋人同士の間で起こる暴力のことです。

10) 性的少数者

本計画では、性同一性障害や性的指向を理由に困難な状況におかれている人のことをいいます。

11) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。

なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされています。

12) キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育です。

參考資料

船橋市男女共同参画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の男女共同参画社会の形成の推進にあたり必要な事項について広く意見を求めるため、船橋市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 船橋市男女共同参画計画に関する事。
- (2) 男女共同参画社会の形成の推進に関する事。
- (3) その他男女共同参画に関連する施策に関する事。

(組織等)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、男女共同参画社会の形成について理解と熱意のある学識経験者及び市民のうちから市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり、議事を整理する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、分科会を設置することができる。

(参考意見等の聴取)

第6条 委員会において必要があると認められるときは、関係者の出席を求め参考意見又は説明を聴くことができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、市民生活部男女共同参画センターが行う。

(公務上の災害補償)

第9条 委員が公務上負傷した場合には、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

(船橋市女性問題懇談会の廃止)

2 船橋市女性問題懇談会設置要綱（船橋市要綱）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第14期船橋市男女共同参画推進委員会委員名簿
【任期】 平成26年8月6日～平成29年3月31日

敬称略

	氏名	所属等	備考
学 識 経 験 者	今仲 希伊子	船橋市保育園父母会連絡会	
	大石 聡子	弁護士	会長
	郭 海燕	日本大学教授	
	片桐 卓	船橋S Lネットワーク	副会長
	門田 裕隆	船橋市PTA連合会	～H28.5.12
	山中 政和	船橋市PTA連合会	H28.5.13～
	香取 政弘	船橋市自治会連合協議会	
	宮下 裕芳	一般社団法人船橋市医師会	～H28.7.13
	川居 重信	一般社団法人船橋市医師会	H28.7.14～
	後藤 敏宏	公益社団法人船橋青年会議所	
	塩澤 重樹	船橋市民生児童委員協議会	
	田中 恵子	船橋市生活学校運動推進協議会	
市 民	田中 久子	船橋商工会議所	
	堀内 由紀	市民公募	
	山崎 淳子	市民公募	

船橋市男女共同参画庁内連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 本市における男女共同参画に関連する施策について、関係各課相互間の事務の綿密な連絡を図るとともに、総合的かつ効果的な施策を推進するため、船橋市男女共同参画庁内連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所管事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び推進に関すること
- (2) 各課における男女共同参画政策の連絡及び調整に関すること
- (3) 男女共同参画政策に関する調査及び研究に関すること
- (4) その他男女共同参画政策に関すること

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者及び会長が指名する所属長をもって組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は市民生活部長、副会長は会長が指名した者とする。
- 4 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、必要の都度会長が招集する。

- 2 協議会の議事の進行及び整理は、会長が行う。

(研究部会)

第4条の2 協議会には、必要に応じ、研究部会を置くことができる。

- 2 研究部会の座長は、互選とする。
- 3 研究部会の委員は、協議会委員が推薦する職員の中から会長が指名する。
- 4 研究部会は、協議会の指示に従い、必要な協議を行うとともに、その結果を会長に報告するものとする。

(参考意見等の聴取)

第5条 協議会及び研究部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民生活部男女共同参画センターが行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

別表

市民生活部	部長 男女共同参画センター所長 自治振興課長 市民協働課長 市民安全推進課長
市長公室	危機管理課長 市民の声を聞く課長 国際交流室長
企画財政部	政策企画課長
総務部	法務課長 職員課長
健康・高齢部	健康政策課長 高齢者福祉課長 介護保険課長 包括支援課長
保健所	地域保健課長
福祉サービス部	地域福祉課長 障害福祉課長 生活支援課長
子育て支援部	子ども政策課長 児童家庭課長 保育認定課長 公立保育園管理課長 地域子育て支援課長 療育支援課長
経済部	商工振興課長
学校教育部	指導課長 総合教育センター所長
生涯学習部	社会教育課長 青少年課長
消防局	警防課長

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、

家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更した

ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十五条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
- 第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）
- 第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念の通り、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）の通り、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則の通り、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施する

ための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

改正 平成一六年六月二日法律第六四号

同一九年七月一日同第一一三号

同二五年七月三日同第七二号

同二六年四月二三日同第二八号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的

な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章にお

いて同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、

当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
- （保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

第3次船橋市男女共同参画計画

えふ **f** プラン

平成29年3月発行

船橋市市民生活部男女共同参画センター

〒273-0003

船橋市宮本2丁目1番4号

Tel 047-423-0757

Fax 047-423-3007

E-mail : danjo@city.funabashi.lg.jp